

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事務における保有個人情報の目的外利用について

### 1 趣旨

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

### 2 保有個人情報の目的外利用を行う理由

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給対象者の一部は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者であることから、支給対象者を迅速かつ適正に把握するためには、子ども青少年課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、整理番号、扶養人数、公的扶助、金融機関口座、障害、支給・決定内容」を目的外利用する必要がある。

### 3 概要

#### (1) 名称

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

#### (2) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村

#### (3) 支給対象者

支給対象者は、児童扶養手当受給要件を満たす者のうち、以下の3通りである。

①令和3年4月分の児童扶養手当受給者

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当を受給していない者

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当支給制限範囲内となる者

#### (4) 支給額

対象児童1人当たり一律5万円

#### (5) 支給方法

支給対象者のうち①に該当する者については、武蔵村山市が支給の通知を行った上で、児童扶養手当と同じ口座に振り込む。

支給対象者②及び③については、支給対象者が武蔵村山市に対して申請を行う。支給申請を受けた武蔵村山市は審査の上支給を決定し、支給対象者が指定した口座への振込により支給する。

#### (6) 申請期間

令和3年4月下旬から令和4年2月28日（月曜日）まで

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援  
特別給付金（ひとり親世帯分）フローチャート

令和3年4月分の児童扶養手当を受給している。

Yes

No

①対象者（申請不要）

市が給付金支給の通知をした上で、児童扶養手当支給口座に振込み

※今回の諮問対象

児童扶養手当の支給要件を満たしており、かつ、児童扶養手当の所得制限範囲内だが、公的年金等の給付を受けていることにより受給していない。

Yes

No

②対象者（申請必要）

申請した翌月に、決定の通知をした上で指定口座に振込み

児童扶養手当の支給要件は満たしているが、所得制限等のため支給を受けていない者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の所得制限範囲内になった。

Yes

No

③対象者（申請必要）

申請した翌月に、決定の通知をした上で指定口座に振込み

対象とならない。